

マイナンバーカードをお持ちの方はオンラインで転出届を提出できるようになりました

令和5年2月6日から、マイナンバーカードをお持ちの方は、中城村内から村外の市区町村(国外を除く)へお引越しをする時の手続き(転出届)について、マイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能になりました。

日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。ご自身単身での引越しの他、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。

このサービスを利用する方は、転出届のために中城村役場へ来庁する必要はありません。※マイナポータルを通じて転出届の提出をした後は、別途、転入先市区町村の窓口で転入届等の手続きが必要です。

必要なもの

①マイナンバーカード

電子証明書が有効な状態であり、署名用電子証明書の暗証番号(6～16桁の英数字)及び利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)が分かる場合に限りです。(電子証明書が失効している場合や発行されていない場合は、中城村役場住民生活課で電子証明書の新規発行が必要です。暗証番号が分からない場合は中城村役場住民生活課で暗証番号の初期化が必要です。)

②マイナンバーカード・マイナポータルアプリに対応したスマートフォンまたはマイナンバーカードに対応したICカードリーダとパソコン

詳しくは下記のQRコードを読み取りいただきデジタル庁ホームページをご覧ください。(QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です)



お問い合わせ 中城村役場 住民生活課 098-895-1737